平成 16 年度九大規則第 97 号

施 行:平成16年度4月1日

最終改正: 平成21年度7月17日

第1条 この規則は、九州大学における学生寄宿舎の管理運営に関し必要な事項を定める ものとする。

- 第2条 本学に次の各号に掲げる学生寄宿舎を置く。
 - (1) 松原寮
 - (2) 貝塚寮
 - (3) 井尻寮
 - (4) ドミトリー1
 - (5) ドミトリー2(外国人研究者等の宿泊の用に供する施設として区分する居室を除く。 以下同じ。)
- 2 前項の学生寄宿舎に管理運営責任者を置き、総長が指名する副学長をもって充てる。
- 第3条 松原寮、貝塚寮及び井尻寮(以下「寮」という。)の管理運営及び改善等の基本方針は九州大学学生委員会が、ドミトリー1及びドミトリー2(以下「ドミトリー」という。)の管理運営及び改善等の基本方針は九州大学学生委員会又は九州大学国際交流専門委員会が、それぞれ審議する。
- 第4条 学生寄宿舎に入居することのできる者の範囲は、細則で定める。
- 第5条 学生寄宿舎に入居を希望する者は、所定の入居申請書を管理運営責任者に提出し なければならない。
- 第6条 入居者の決定は、管理運営責任者が行う。
- 2 寮の入居者の決定に当たっては、寮の役員の意見を徴することができるものとする。
- 3 ドミトリーに入居する日本人学生の決定に当たっては九州大学学生委員会、外国人留学生の決定に当たっては九州大学国際交流専門委員会の議を経るものとする。
- 第7条 入居を許可された者が理由なく入居の手続きを怠り、又は指定された期日までに 入居しないときは、管理運営責任者は、当該入居の許可を取り消すものとする。
- 第8条 寄宿料及び共益費(以下「寄宿料等」という。)の額及び徴収方法等については、 国立大学法人九州大学授業料その他の費用に関する規程(平成 16 年度九大会規第 12 号。以下「費用規程」という。)の定めるところによる。
- 2 既納の寄宿料等は理由のいかんにかかわらず還付しない。
- 第9条 学生寄宿舎に入居を許可された者は、費用規程に規定する寄宿料等のほか、光熱 水料等を負担しなければならない。
- 2 寮の光熱水料は、総長の指示する料金とする。
- 第10条 学生寄宿舎の施設、設備、備品等を損傷又は紛失した者は、総長の指示する額を 弁償しなければならない。

- 第11条 学生寄宿舎を退居しようとする者は所定の退居申請書により管理運営責任者に 願い出なければならない。
- 2 冬季又は夏季休業のみの退居は認めないものとする。
- 第12条 次の各号いずれかに該当する者は、当該事実発生の日から 10 日以内に退居しなければならない。
 - (1) 休学者
 - (2) 退学者
 - (3) 除籍された者
 - (4) 3月を超えて寄宿料等を滞納した者
 - (5) 細則で定める入居期限を超えることとなる者
 - (6) 集団生活の適応性を欠く者又は学生寄宿舎利用心得その他諸規則に違反する者で、 管理運営責任者が学生寄宿舎の管理運営上支障があると認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者が特別の事情があると認めた場合は、退居に必要な期間を与えることができる。
- 第 12 条の 2 ドミトリーの空室(学生が入居していない居室をいう。以下同じ。)については、その有効活用を図るため、当該空室を次の各号に掲げる者に使用させることができる。
 - (1) 本学の非常勤講師
 - (2) 教育研究等で来訪した研究者
 - (3) その他管理運営責任者が特に必要があると認めた者
- 2 前項に定めるドミトリーの有効活用に関し必要な事項及びこの規則によりがたい場合 の取り扱いについては、別に定める。
- 第13条 寮の入居者は、寮の自治に関する規則を作成し、管理運営責任者の承認を得るものとする。
- 第14条 管理運営責任者は、総長の承認を得て、学生寄宿舎利用心得を制定するものとする。
- 第15条 この規則に関し、必要な事項は、細則で定める。

以下略

平成 16 年度九大細則第 50 号

施 行:平成16年4月1日

最終改正: 平成 21 年 7 月 17 日

(趣 旨)

第1条 この細則は、九州大学学生寄宿舎規則(平成 16 年度九大規則第 97 号。以下「規則」 という。)第 4 条及び第 15 条の規定に基づき学生寄宿舎の管理運営上の細目を定 めるものとする。

(入居資格者)

第2条 学生寄宿舎に入居することのできる者(以下「入居資格者」という。)の範囲は、次 の表のとおりとする。

寄宿舎の名称	入居資格者の範囲
松原寮	男子学生
貝塚寮	女子学生
井尻寮	男子学生
ドミトリー1	学 生
ドミトリー 2	学部の新入学生
(外国人研究者等の宿泊に用に供する施設と	(転入学及び編入学を許可された者を除
して区分する居室は除く。以下同じ。)	⟨。)

(入居時期)

第3条 入居時期は、原則として学年の始めとする。

(入居申請期日)

第4条 規則第5条に規定する入居申請書の提出期日は、管理運営責任者が指定する。

(入居選考等)

第5条 学生寄宿舎の入居者の選考は、書類審査により行う。

2 管理運営責任者は、規則第 6 条第 2 項の寮の役員の意見を徴するに当たっては、寮の 役員に、入居希望者の面接を行わせることができる。

(入居誓約)

第6条 入居を許可された者(以下「入居者」という。)は、入居誓約書を提出しなければならない。

(入居期限)

第7条 入居者(ドミトリー1及びドミトリー2の入居者は除く。)は、所属する学部又は大 学院学府の修業年限を超えて入居することができない。

- 2 ドミトリー1の入居者は、許可された入居日から 2 年を経過する日までの期間を超えて入居することができない。ただし、管理運営責任者が特別な事情があると認めた場合は、最大 1 年まで延長することができる。
- 3 ドミトリー2の入居者は、当該者が入学した年度の4月1日から1年6月(医学部、歯学部、薬学部及び芸術工学部の学生にあっては1年)を経過する日までの期間を入居することができない。ただし、管理運営責任者が特別な事情があると認めた場合は、最大6月まで延長することができる。

(寄宿料等及び光熱水料等)

第8条 寄宿料等及び光熱水料等は、外泊、旅行、帰省等のため不在であってもこれを免除しない。

(寮の自治に関する規則)

- 第9条 規則第 13 条に規定する寮の自治に関する規則に規定しなければならない事項は、 次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 寮生活の自治方針
 - (2) 役員その他自治組織に関すること。
 - (3) 会計に関すること。
 - (4) 寮内の秩序及び風紀の維持に関すること。
 - (5) 保健衛生に関すること。
 - (6) 防火防犯に関すること。
 - (7) 寮の自治に関する規則の改正に関すること。

以下略